

# 議会を傍聴されます皆様へ（お願い）

- 傍聴席では、発言や拍手はできません。
- 携帯電話の電源は切るか、マナーモードにしてください。
- 録音、撮影はできません。

## その他 円滑な会議の進行にご協力よろしくお願いします。

- ・ 退会は発言終了時にお願いします。発言中の退会のご遠慮ください。
- ・ 本会議の様子は市民センターなどで放映しています。傍聴席が映し出される場合がありますので、ご了承願います。

**上記の注意事項を守られない場合は退出していただくことがあります。**

## 【 三 田 市 議 会 傍 聴 規 則 抜 粋 】

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他危険なものを持っている者
  - （2）酒気を帯びていると認められる者
  - （3）異様な服装をしている者
  - （4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - （5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - （6）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- （3）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （4）帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。
- （6）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （7）前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。